

(第一類 第二二二号)

第一回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議錄第三十四号

(七二六)

昭和二十二年十一月十四日(金曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 矢尾喜三郎君 川橋嘉治郎君

理事 松野 頼三君

大石ヨシエ君

久保田鶴治君

松谷天光君

佐藤 通吉君

中垣 國男君

中島 守利君

加藤吉太夫君

出席國務大臣

出席政府委員

出席國務大臣 木村小左衛門君

出席政府委員 内務事務官 八山 秀雄君

委員外の出席者

議員 後藤 悦治君

總理廳事務官 木村 武君

農林事務官 須賀 賢二君

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出)(第九〇號)

請願

一 武庫郡町村に對し行政上特例設定の請願(中村俊夫君紹介)(第一〇五一號)

二 料理店の營業再開許可その他に關する請願(唐木田藤五郎君外一名紹介)(第一〇五九號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度委員會議を開會いたします。

本日の日程は、警察法案並びに請願

第一類第二号

治安及び地方制度委員會議錄 第三十四号 昭和二十二年十一月十四日

としまして、一、武庫郡町村に對し行政上特例設定の請願、二、料理店の營業再開許可その他に關する請願、これでありまして、都合上請願の第二、すなわち料理店の營業再開許可その他に關する請願につきまして會議を開きます。松野君。

○松野委員 七月來禁止になりましたいわゆる七・五禁制以後六箇月、今年十二月三十日までその期限が切れますが、この政令はこれで一應打切るか、あるいは延長か、まだ質問ございますが、質問の發展上第一點として伺ひいたします。

○木村説明員 その問題は、まことにいろいろな點で相當な波紋を描く問題でございますので、政府の意思としてはつきりどうだということはない、なかなか斷言できない問題なのであります。またまことに遺憾であります。ただ、だいたいのその問題に關する客觀的情勢と申しますか、それを申し上げたいと存するのであります。それによりまして、賢明なる御判斷を仰ぎたいと思ひます。

御承知のように七・五禁制そのものが、これははつきり向うでも、そういうふうには言つてもらつてよろしいと言つておるのであります。司令部方面の意向に基きまして出ているものであります。従つていわゆるボツダム勅令、いわゆるボツダムに基いて事柄が出ておる、こういう關係に相なつておるのであります。しかしその當時一應十二月までということ、十二月までと

期限を切つて政令が出ているような次第であります。その當時、實はこれは期限を切つてはいかぬ、期限を切るべき性質のものではない、つまり日本の食糧供給事情がある程度緩和する、全然外國の厄介にならぬということとはできない相談であります。相當程度世界的な食糧供給の規模において、それが日本に影響する關係において、ある程度緩和するといふことが、どうしても問題である。つまり言いかえすと、日本の食糧に對する援助といふものは一番最後尾に考えられる。これは敗戰國としての宿命をいたしまして、最後尾に考えられる立場にあるわけでありまして、たとえばカロリーの問題にいたしまして、戰爭の直後盛んに世界で議論になつたのであります。御承知のようにアメリカにおいては三三三カロリーのものをとつておりまして、それからイギリスがやはり三三三カロリーのものをとつております。それからそれに対する連合國といふものがそれに續いて、これはやはり二

千四、五百三三カロリーのことになつております。そしてその次に、いわゆる戰爭によつて解放された被解放國がそれに續くという順序になつております。そのあとにドイツと日本のこの戰敗國といふものが續くことになるので、日本についてはつきりと三三三カロリーのものを言われたことではないのであります。アメリカが占領地區のドイツにつきましては、千五百五十三三三カロリーのものがドイツに食糧を供給する

基準であるといふことを言われておるのであります。その當時の司令部の發表によりますと、この攝取カロリーの量は、西洋人の場合と日本人の場合とは表面積に比例して考えなければならぬといふことで、これは醫學上の一つの完説のようでありまして、従つて千五百五十三三三を上回るといふことはとうてい許されぬ、こういう基準において食糧が供給されるということになつております。今までのところはそういう状態でありまして、

そこでそういう考え方のもとに、日本の食糧供給の事情が世界の食糧供給の規模の一環として緩和するといふことまでは、この問題は要するに日本がそこまで耐乏の生活をしていくといふことが、はつきり世界の輿論の前に出なければいかぬといふことであります。さらに細かく話を申し上げますと、ちよつとその點は速記を止めていたいただきたいと思ひますが、

○坂東委員長 速記を中止してください。
〔速記中止〕
○坂東委員長 速記を始めて。
○木村説明員 さうなわけでも、もとこれには期限をつけずに出すのが適當である。そのときの情勢において、この期限はこの邊でよろうといふことを言うから、そういうことで無期限の政令にしなければならぬといふことを、向うから強く言われたのであります。しかしながら、政府といたしましては、さうではありましてしうけれど

も極力努力をする。また諸般の情勢上、料飲店の閉鎖に伴ういろいろな社會問題を、今すぐどうといふことはなかなか困難な情勢にある。そこでやはり一應十二月までということ、そのときの情勢で問題を考へてもらえないかといふことで、そういうふうな司令部に折衝いたして、一應十二月までということに相なつております。従つて司令部といたしましては、それを延ばすときには、これを延ばすことについて日本側は、手續を違背するなといふことを、念を押されたやうなわけ合にあるのであります。私が一應さうに六箇月と申しましたのは、實はアメリカの小麥の情勢などが、そのころ收穫が非常によいといふことを聞いておりました。そこで小麥の收穫がよければ、司令部は非常に大事をとつてさう言つておられるけれども、アメリカの小麥の收穫が非常によいといふことになれば、相當程度までの邊の事情が好轉するではなからうかと考へておつたのであります。この結果どうなつたか。アメリカの小麥はなるほど非常によい收穫で、十四億ブッシェル以上の收穫をあげております。ところがそのころは問題にしておりませんでした。ところが、前年は三十四億ブッシェルの收穫であつたものが、二十四億ブッシェルと非常に大きな減收になつたのであります。これは最初洪水がございまして、その次に洪水で残つた地帯に旱魃が襲ひ、最後に非常に早く霜が参つたのであります。この三つの惡條件が重なり

まして、實はさうな非常にひどいことに相なつたのであります。そのころには、われ／＼が考へてもおりませんでした。西ヨーロッパが早急で非常な減収が現れてまいつたのであります。そこで實は私もが豫想しておりましたよりも、もつ／＼ひどい世界的な食糧需給の逼迫情勢が見えてまいつておるのであります。ただいまいろいろ言われておるのであります。世界の輸入額が三千万トン入れたのに對して供給できる量が二千万トンである。

これは歐洲だけの傾向を知り得るだけで、こまかい正確なことはわからぬのであります。さういふようなことの言われるやうな情勢に差掛つておるので、世界の食糧需給を背景にして、日本の食糧需給がある程度緩和するかどうか。七・五禁令を出した當時と今と比較いたしました。その點がある程度、こゝで打切るといふことを考へてもよろしいやうな世界の食糧需給情勢、ひいては日本の食糧需給情勢があるかどうかといふことにつきましては、遺憾ながらむしろ、もつ／＼悪化したやうな情勢にあるといふことになつておるのであります。近く司令部方面では、その邊の情勢も十分に考慮されまして、正式に日本政府に對してその點に關する意思表示がある、かういふふうにわれ／＼は承つておるやうな次第であります。

○松野委員 ただいま非常に婉曲なる御説明を拜聴いたしました。残念ながら世界の情勢がな／＼思ふ通りにならないうちに、業者の將來に暗影を投げておりますが、日本政府の責任においてこれを延期するならば、政令で行うか法律で行うか。近來はすべて法律

をもつて詳細に明記する方針をとつておりますが、再び延長するといふときには、これを政令で行うか、あるいは法律で行うか。

○木村説明員 その點につきましては、これは露般の政治情勢を勘案して行ななければならぬことである。理論的にはおつしやる通りに、非常に民生に關係のあることでもあります。法律でいくのが筋であるといふやうに私も承知しております。さういふ譯合で、私一個の考へでかれこれ申し上げるといふわけにはまいらないかと思つております。實は率直に申し上げると、飲料禁止の問題が日本の食糧需給上具體的にどんな効果をもたらしているか、あるいは効果をもたらすべきであるかといふことは抜きにして、昨日發表いたしましたやうに、日本が來年度もはつきり百九十三萬トンという大きな輸入食糧を期待しておるといふ關係からすると、適當な言葉が見つかりません。これは恐縮であります。一つは、一つの裝いとしまして、やうなことがどうしても必要なことになつてまいっているのではありません。そこで私もむしろ皆様にお願ひ申し上げたいと思つております。議會方面の意思としてさうなことが決定する。つまり法律としてさうなことを決定するといふことが一番望ましいことではないか。それがまた、アメリカの輿論を中心とした世界の輿論の前にこの問題を投げかけられるといふことによつて、初めてその効果が出てまいるのであります。それから、議會の意思としてさうなことが決定されることが非常に望ましいのであります。そこで私も申し上げましては、ぜひさうなふう

運ぶやうに内閣の方に進言いたすといふつもりでただいまおるわけでありす。

○松野委員 國民が耐乏生活を切抜けることについては、私も議會の一員として賛に加はるにやぶさかでないのではありませんが、過去の料理飲食店の禁止以來のことを見ると、まことに残念ながら昨日事務官の發表の通り、増配が望み得なかつた。すなわち私に言わせれば、この二十七萬の従業員及び従業員の家族、または營業者營業者の家族を入れると二百萬以上の多數の、大きな社會問題を投げかける失業者を出しておる。さうしてこれらの人たちは、過去において飲食店を營業しておつた。いわゆる家庭に配給の食糧を配給しておつたといふために、それを正統のルートに乗せざるがために、それが大きな眼目で行われたと存じております。しかし残念ながらこの五箇月を見て、増配が望み得なかつたといふ結果を見れば、これらの人たちは、私に言わせれば、自分の希望により、あるいは自分の考へにより、あるいは内閣から物を出し、政府の力で正式なルートに乗せられなかつたといふものを示しておつたが、いわゆる國民の絕對食糧から言へばプラスでなかつたといふ言えるのであります。またただいま申し上げたやうな失業問題、また最近地方におきましては、大きな財源の損失のために、地方税はますます困窮を極めておる。この三點を考へますと、私はこれは必ずしもあなたの御説明の通り、あるいは一つの裝ひならば別として、現實問題として、短所は大きい、長所としては一つも先ほど來お伺ひしたことはないのであります。確かに一つ

の裝ひとしてこれらのものをさされるならば別として、耐乏生活といふならば、ほかの方法をもつてすることができないかと、特に痛切に感ずるのであります。また政府におきましては、あるいはどうしてもこれを保持しなければいけないといふならば、何らかの方法でこれらの業者の生活の途を與える方法を講じてもらいたい。ある一部の者は多少轉業しておる、旅館營業を行つてゐるからいふ言へば別ですが、すべての者が現在營業不振である。生活はできない。主食統制品を扱わない食糧も考へられるのじやないか。または特別に政府においてさ、高いやみ値以上の酒を賣り、やみ値以上のタバコを賣るといふ現状において、業者自身がなせこれができないか。主食に關係しない、その線に沿わないものまでも禁止するといふ點において、どうしても納得できない。世界の情勢、國民の耐乏生活といふことに對して議會を通じて國民に訴へますが、かくのごときことで業者に對してお前たちだけ耐乏生活をするといふことは、人權尊重においても、營業權の尊重においても、憲法の上においても、あまりにも片手落ちでないかと思つたので、私はあえてこれを質問します。

○木村説明員 ただいまの御質問は、まことにこゝもつともでありまして、私が當初に申し上げました通り、實はさうな日本の國內の食糧の實情論から言つて、實情に非常なプラスがあるといふやうな點は、端的に申し上げれば二の次にして、この問題は出發いたしておるのであります。しかも今もつてその二の次にして事務を考へなければならぬといふ點は、依然として残

つておるといふことなのであります。

(速記中止)

○松野委員 ただいまの御説明を最大限度の善意をもつて了承するとして、それでもなおかつ私は了承できない點がある。また御返答にならなかつた點がある。すなわち現在統制外のものならしいのじやないか。あるいは政府でさえ高いものを賣るのだから、統制品外の飲食物を取扱うならいいじやないか。名前が高級飲食店で、装いでいいじやない。あるいは最低生活維持飲食店でもよろしい。装いだけならばまた方法がほかに考へられるのじやないか。最近特に未利用資源の語も出てゐる。事務官も御存じであつたから、局長も當然御存じであらうが、未利用資源では材料に制約せられるから、當然最低の料理しかできない。それでも業者がそれによつて生きていけるならば、最低の營業が續けられて生きていけるならば、なにも政府が獨占しなかつてもいいのじやないか。これによつて財源が得られれば、いわゆる大衆課税の負擔の軽減になる。あくまでも、いわゆる高級飲食店といふ名前がいけなければ、大衆最低飲食店でもいい。これが二百萬の人の生命維持になるならば、政府のみがすべての財源の根柢を獨占しなかつてもいいのじやないか。また國民の負擔の軽減にもなる。この點の説明がまだ解決しておらぬやうに思ひます。

○木村説明員 ただいまの事柄も、まことにこゝもつともな御質問でございます。當初からさうな點も考慮をいたして、こゝに若干のゆとりを残すことがいいのじやないかといふことでや

つたのであります。向うは實は最初、
聖茶店すらもいかに。というのは、つ
まり日本の總目録と申しまするが、自
願しておる態勢というものをはつきり
と外へ示す。それは單にジャナナリス
ムの上で示すというだけではないに、要
するにさつき申し上げたようなこと
でありますから、始終向うの人が入
れ替り立ち替りやつてくる。そうい
う場合に衛の装いが、食糧を敗戦國
でありながら、二百萬トンも入れて
もらわなければならぬという事態にま
で到達しておるといふことを、納得さ
せるような装いに街がなつていなか
ばならぬ。こういうところまで問題が
來ておるのであります。そこで聖茶店
などもいかにわという話があつたのであ
りますが、それすらもいかにわというこ
とになると、あまりにも潤いがないな
つて、そうして相當なことになるであ
りましようし、また今おつしやるよう
な失業問題、その他の社會問題の見地
からいたしまして、一舉にさうな
ことは望ましくないのではないかと、こ
ういふ御説明をいたしまして、
聖茶店はよく許してもらつたので
あります。そこで今おつしやるような
未利用資源などを利用してやつてはど
うかという問題もありませんし、さら
にまた酒だけを、たとえば大衆酒場とい
う形においてやるのもどうかという問
題になつてまいつたのであります。こ
うしてもさつき申し上げたようなこ
とで、要するに程度問題でありますが、
その邊で線を引くことが適當であると
いうような見地から、實は線を引かれ
たのであります。しかしわれわれとい
たしましては、むしろ税をとる見地な
どからいたしまして、大衆酒場など

でやる行き方——一杯のジョッキ、一
合の酒というものを、ほんとうに欲し
い人に飲んでもいいだいて、そうして政
府が直接そこで税をとるといへばと
るという、こういうふうな形がむし
ろ望ましい。もし一般に自由販賣など
にいたしますならば、それがやみ商人
の手にまわりまわつて、むしろこれに
よるプレミアムと云ふと、點からも
望ましくないという見地から、われわ
れといたしましては、いさゝか論議を
いたしまして、そうしてその後も執拗に
さうな行き方は、これを認めていた
だけないだらうかといふことを、しじ
ゆり主税當局とは折衝いたしておるの
であります。しかしながら實はこの聖
茶店の問題自身が、その後むしろ主税
當局としてその實績が相當に思ひく
ない。例をあげて申し上げますならば、
この数字をきのうあるいは事務官から
申し上げたかと存じますが、大分縣な
どの例で申し上げますと、外食券食堂
などが約二千軒近く許可になりました
が、こういうべらぼうなことはあり得
ないわけでありまして、聖茶店にいた
しましては、相當な敷で殖えておりま
す。しかもいわけの政令違反というも
のは、聖茶店で酒を提供したり、料理
を提供したりするといふのが非常に多
いわけでありまして、その點で聖茶店
の問題についても、今度先ほど申し上
げました政府から出す正式の意思表示
の中には、相當に觸れてまいるような
ことが豫想されておるのであります。
そこで今もおつしやるような問題を考
慮するにつきますと、情勢というも
のは、なほは悪いと申し上げた方がい
いわけでありまして、言いかえすと、
聖茶店の問題なり、外食券食堂の問題

なり、旅館の問題なり、これはある程
度政令で期待し、われわれが向うへ説
明した形できちつといつておる、なか
なかよくいつておるといふならば、今
おつしやるようなたとえれば未利用資源
の問題も、こんなにくまにくまいつておる
から、未利用資源だけでやれといふこと
も言えるでありまして、さういふこと
の問題についても、さういふことが言
えると思ふのであります。悲しいかな
現實の今の許可の状況、また營業の實
態といふものが、どうもさういふこと
をしかく口幅つた言えない。言つたら
ただちに反駁されるというやうな情勢
にあるのであります。さういふ趣旨
を御了承願います。また先ほど申し上
げましたやうな大きな見地からも、や
はり線を畫する問題といたしまして
も、情勢はこの線を若干緩めてもいい
という方向にはいつていないといふこ
とに相なるのであります。その點も
御了承願いたいと思ふのであります。
○松野委員 これ以上は議論になりま
すので、最後に一言申し上げて私の質
問を打ち切ります。私は多少見解を異に
しておる。と申しますことは、世界で
ほとんど食料として供してないもの
を、日本でかくのごとく上手に調理し
て食べさせておるといふ點において、
私はかえつて主張すべき根據がある。
私も未利用資源そのものを試食いたし
まして、また次長も、試食されたかど
うかは知りませんが、されていなか
つたならば、今からただちに試食してい
ただいて、かくのごときものがとにか
く人命を維持するのに十分貢獻してお
るのだ。しかし残念ながらこれは素人
ではできない。なぜならば、私どもの

地方でもゆりの根といふものを家庭で
料理して食べると下痢を起す。やはり
これはどうしてもその道の専門家が料
理しなければ、食料として食べるこ
とはできない。かくのごとく未利用資源
を活用することによつて、日本はこん
なまでの利用して食べておるのだと
いふことを、世界に宣傳するのにつ
の大きな効果があると信ずるのであり
ます。この點において、政府の方々は、
せいゝ御勉勵あらんことを希望し、
私自身もこの點において推賞するだけ
の根據をもつておるのであります。以
上申し上げて、私の質問を終ります。
○木村説明員 ただいまのお話、ま
ことにごもつともでありまして、とも
とおつしやるやうに、當初から御説明申
し上げておられますやうに、皆さんの氣
持とわれわれの氣持とは、ほとんど變
つておらぬのでありますけれども、遺
憾ながら情勢上なか／＼さういふわけ
合にはいかないことを御了承願いま
す。なお一層われわれも勉強いたし
まして、御趣旨の點は、私どももた
いま同一方向に事務を考へておると申
し上げてまいらうといふことでありま
すから、機會あるごとに、今のやうな
御主張が實現いたしますやうに十分努
力いたすつもりであります。
○松澤(衆)委員 ちよつと関連して簡
單なことではあります。二、三お聴き
しておきたいと思ひます。私どもは、
高級飲食店は閉鎖した方がよいといふ
考えなんです。ただ一般職業者や、
あるいは引揚者などでやつております
露店營業、こういうものは、その事情に
即して何とか考へてやる必要があるの
ではないかと思ふのであります。先ほ
ど來のお話を承つてみますと、すべて

一律に取締らなければならぬといふ
ふうにお考へてありますが、これらの
人々を救つていくために、最近農林省
の方面におきまして、そば屋を新しく
許可するといふ話を聞いておるのであ
ります。このそば屋を新しく許可され
る場合におきまして、今申し上げまし
たやうな、主として職業者あるいは引
揚者などがやつております露店商にお
いて、このそば屋のそばの營業を許可
してもらうといふたやうなことは、簡
單にできるやうに考へられるのであり
ますが、このそば屋の營業につきまし
ては、どういふ方向に進んでおります
か。それと職業者、引揚者等の救済の
ために、露店にさういふ者を入れると
いふことの結びつきは、はたしてでき
ないものでありましようか。この點に
つきまして何つてみたいと思ふので
あります。
それからもう一つは、聖茶店は今日
どうにか存在しておるわけでありま
す。しかしながら東京におきましては、
一とばかりの他の飲食物などが五
圓から十圓 引上げられたやうであり
ます。しかし關西の方面、あるいは神
奈川などもさうではないかと思ふので
あります。やはりマル公五圓といふ
ことになつておるやうに私は存じてお
るのであります。もし實際さうである
としたらしますならば、御承知のやうに
神戸でありますとか、あるいは大阪な
どにおきましては、従前から東京より
も物價が高いといふやうに言われてお
つたのであります。もし東京で五圓で
ありましたものを十圓に價格を引上げ
さしてもらつたといふことであるなら
ば、當然阪神間におきましては、十圓
のコーヒーが買られるのではないか

と考えるのであります。この點はどういうことになつておりますか、お伺ひいたしたのであります。

それからもう一つの問題は、酒の賣
續の問題であります。これは戦争中
ずいぶんわりおしをいたしまして、だ
んだんと酒類の販賣を制限していきま
して、ずいぶん安い値段で權利を買つ
て、今日都會におきましては、個人が相
當大きな實績を買占めているというこ
とがあるのであります。従つてそうい
う人たちは、これまで投資したその權
利の、買収等の關係もあり、なんとか
してこ

ながら、最近は何となく表面に現われてこない。やみではある程度取扱われているような状態になつておりますので、これをはつきりしたらどうかという意見が一部から出まして、目下私の手もとにおきまして研究をいたしているのであります。一部の新聞等に若干報道されたのでありますけれども、まだ具體的にどういうふうにするという段階にまでは至つておらないのであります、目下研究をいたして、いける程度に御了解願いたいと思うのであります。

問題は、物価騰と大蔵省の方がこなれば正確にわからぬ事です。木村君では受持が違いますから、大要数字にわたらぬ點のことはいいそうですけれども、いかがでしょう。

○松澤(兼)委員　お答えできないけれども……。それでは一言だけ希望を申し上げます。新聞にはかなりはつきり出していたようでありますが、まだ食糧管理の方では、そういうふうな具體的なものでない、というふうにおつしやるので、了承いたしますが、ただその今までやつておる外食券食堂にやらせる

人を驚かすといふことが一石二鳥といふやうなことになるのでありまして、これは一つの希望であります。將來お考えになりますときには、そういうふうな方式にもつていつていただきたいといふことを御希望申し上げます。

○外崎委員　今のそばの問題であります。そばの問題は農林省の今度のお考えは、すこぶるいいと私は思います。そしてその方法については農林省に伺いたしますが、まったくわれわれは旅行しますときも、また現在においても、實に外食の問題では苦しいのであります。

であります。もう一つは、つまり高級飲食店は見込はないが、小さいものについては考慮するというをおつしやつてゐる。考慮するというのは、どの程度までの考慮であるか、この點もひとつ伺いたいと思ひます。

いま一つは、よく二言目には進駐軍を口にして話をされておりますけれども、それはもちろんお互いの國情も違ふだらうし、すべての點において違ふと思ひます。その後において十分に折衝してゐると言ふけれども、どこに

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

の權利をいつまでも保持していきたい
というために、懸命な努力をしている
わけであります。そこで私考えますの
に、これは戦争中の問題であつたのであ
りまして、戦後さういふ問題を考えま
す場合におきましては、これは新たに
考え直さなければいけない。たとえて
申しますならば、衣料の選挙が行わ
れましたが、さういつたように酒の販
賣等が將來行われる場合におきまして
は、やはり公平に一般住民の意思によ
りまして、この酒類の販賣の登録制
いうものが考えられなければ、すい
んこれまでのむりおしや、あるいは除

それからそれを販賣いたします場合に、どういうものに扱わせるかというお尋ねであります。これは考へ方といたしましては、外食寮の利用によりまして食わせるというふうに考へてゐるのであります。従いまして外食寮食堂の一つの形態になるのであります。が、従来特に東京都の例を見ますと、外食寮食堂として許可を受けますにつつきましては、いろいろいきさつなりいろいろな事情があつたやうであつたとして、これはそばの問題につきましてはそれらの點、並びに警視廳あたりとよく十分相談をいたしまして、できるだけ

ということも一つの方法であります。
 しかし衛生の點から言えば、必ずしも
 外食食堂にやらした方が露店よりも
 衛生的であるということは言えないと
 思います。私などもとき／＼利用する
 のでありますけれども、實に私は感心
 できないような状態にあると思ひま
 す。そこで個人の露店飲食業者にと
 をやらせるということも、もちろん衛
 生その他の點においておもしろくな
 い。そこで考えられることは、この
 令の關係によつて失業状態になつて
 るそういう人たちが、たとえば協同組
 合等の組織によりまして、そばの販賣

今も安本の方の御説明では、まだ小さな飲食店まで開放するというような者えも十分もつていないようである。の場合に一步々に進んで、何かの關係をつかんではいくうふうに進んでもらうことは、非常に私は喜ばしく感ずるのでございます。

もう一つは、安本の方にお伺いしますが、きのうの事務官の説明では、料理飲食店全部を閉鎖したが、それによつて得たところの利益はどのくらいであったか、そして食糧などその後において、一般にたしかに配給になつたかを

たのかそれを伺いたい。食糧を外國に依存することは——お互いに今までは少くとも三合平均食べておつてやも、かりに一人で一年間一石として、日本で七千七、八百萬石要る。政府の方では今年の米收は六千萬石であると言發表しておる。進駐軍は八千萬石あるということを發表しておる。それに對して日本の政府は二千萬石の差があつても、それを説明することができない。もしやうな杜撰な統計を出しておる。もし六千萬石あるとして、あと芋があり、雜穀があるとすれば、相當の量があるといふのは見る。現に現内閣にお

等などによりまして、集積されてお
ます実績というものが、將來もやは
ものを言うことになるかと考えるので
あります。この點については、これは多
所管違いかも知れませんが、このめ
績の問題につきまして、どういふ
にお考へになつておりますか承りた
のであります。以上三點であります
○須賀説明員 私らがそば屋の問題
けお答へ申し上げます。そばにつ
しては、これが相當一般國民の嗜好
合致いたしております食品であ

廣範に利用されるように考えてまいりたいと思つてゐるのであります。ただ露店等の問題につきましては、また生上との取締の見地等もありましようから、その方の意見も十分徴しまして、めてまいらなければならぬと思うのであります。現在具體的に、どういううにするかといふことを申し上げるでは至つておらないのであります。さう御承知を願ひます。

○坂東委員長　松澤君、御相談いたしますが、コーヒ―の價格の問題と酒

店を協力的にやるというよりな場合に
おきましては、一定の條件を付して、
あるいは衛生設備等も考慮して、能
のある、資格のある者にならば、こ
をやらしてもいいわけでありまして、
外食券食堂というものは十分利益が
がつていないかも知れませんが、
にかくやつている。新たにそは屋を
らせるという場合には、この政令な
の関係で非常な打撃を受けている零
細店飲食店などの協同組合法式に
る経営に許可してやつて、こういう

らそれに對する計畫もなかつたし、十分にそれは調べていないということもありましたが、しかし局長さんは、もうことは言われまいと思います。一體何千何萬軒という料理飲食店を閉めし、そうして、そこにおいて主食がれるという見地でやつたのであります。ようけれども、それまで流れておつものが止まつた結果、餘つたものがどくらい各家庭に廻つておつたか、そういうことについて何らの計畫なしに

てもこういうことを言つておる。去年さ
たりから、來年の八月から五月にな
と一千萬人の餓死者ができるとか、一
千萬人の餓死者ができる、堂々と確
面もなく發表しておる、ところがさ
いにして、千人も餓死者が出ずして
んだところを見れば、向らの統計も
害もなくして、政府がいたずらに人
を惑わすような言葉を使つて、そ
う計畫も、何もないものを國民に知
せるから、國民も惑へば、またお互

も若しむような状態になつていくのであります。六千萬石の米に雑穀を混ぜたならば相當の量はある。そればかりでなく、強権發動までしてたくさん農家を苦しめて取つておいて、その半面に、横流ししている米は何十萬石も出ているというやうなことになるれば、政府は一體何を根據にして國民に發表しておるか、あまりに無責任きわまる。そういう觀點からいけば、もちろん安本としても、政府としても、苦しい點もあるでしょう。しかし少くとももう少し進めて、そうして相當な計畫をもつていつて説明すれば、進駐軍の方だつてわからないはずはないと思う。ましてや、われ／＼が今言うのは、高級料理店を認めよというのではない、まつたく小さな連中をしてこのままにしておくと、非常に大きな社會問題である。少くとも生活を確保しなければならぬ政府が、みずから六十萬、七十萬の人間の生活、奮つておいて、いたずらに、何らの計畫もなく、一つの基準もないのでは、進駐軍へ行つてこれを許してくれと言つたつて、許すわけはない。そういうことをもうちよつとはつきりさして、どのくらい食糧があれば、どのくらい供出があれば完全にできるのか。この點についてひとつあなたの方の御説明を願ひたいと思ひます。

○木村説明員 遍刻してお見せになりましたので、實は先ほど、くわしくこの政令が出ました客觀的な事柄、その他の經過につきまして申し上げたのであります。それをもう一度申し上げますことは、前からお見えになつておる方に御迷惑と思ひますから、記録を見ていただくことにいたし

ます。この問題はそういう誤解を起してありますが、私どもは進駐軍をついてこつていふことをやつたという問題ではないのであります。その邊については誤解のないやうにお願いしたいと思ひます。もう一つこの問題をやりましたときに、主査の關係をいたしましては、すでに業務用の配給といふことも一切いたしておきません。わけだつたのです。ただ副食品關係で、魚や野菜の關係で、若干いゆる業務配給といふものでいつておつた。こつていふやうな事態であつたのであります。それが、これは大きな都市だけしか、その邊の事情はわかりませんが、東京などでは、いゆる業務用の配給といふものはなくなつてしまつておる。しかしそれに代りまして、いゆるお惣菜屋、おかず屋といふものが大體できていつておきまして、その方面に、先ほどほかの方からも御質問がございましたが、あまり素人の手ではなかつて、食料にならぬといふやうなものについて、その方の手にまわらして、そうして惣菜屋で惣菜として賣られておる。こつていふやうな状況になつておる。その間の数字的なことは、どういふことになつておるかといふことにつきましては、遺憾ながらくわしい数字は出ておらぬのであります。が、そういうやうなことになるつておるといふことで大體御了承願ひたいと思ひます。

これを向うへもつていつて、はたして〇・五が得られるかといふことにつきましては、まだはつきりは言えないのであります。従つて食糧管理局はさうな計畫をもつておる。そこでわれわれも一緒にいつて、先ほどどなたかにもお答え申し上げておきましたが、ぜひそれが實現するやうなことで、いろいろ折衝はいたしておるつもりであります。が、いづれにせよな段階において、こつていふやうなことをいつておるといふことになつておるといふことに御了承願ひたいと思ひます。

それから、大きな食糧の数字をおあげになつて、さういふことであるのに、今のやうないき方はどうもおもしろくないじやないか。こつていふお話。これはある程度ごもつともな點なんでありますが、要するに朝鮮、臺灣、滿洲、それから佛印、シヤム、こつていふやうな方面のすべて糧道を絶たれました。この關係においては約二千萬石の米がはいつておつたわけ、それは御承知の通りであります。さういふことで、七千萬足らずの人間を養つておつたのであります。それが一舉にしてかような、いわば鎖國的な經濟を營まなければならぬことになつてきたのであります。それから、それは数字的には、いろいろ数字をはいつていきますと、いろいろなことが出てまいります。つまり、ほんとうに乏しきを憂へるといふやうな形で、ほんとうに二合五勺基準といふやうなことで、みんなが一人残らずさういふやうな恰好でやつていくといふことになつておると、あるいは今の数字で、しかも幸も何もかもぶちこんでやることになつておると、ある程度やれるといふ数字が出てまいります。

〇外崎委員 馬や牛を殺してしまつていふお話がありました。馬や牛を殺さないでも、今まで米は二十日も三十日も五十日も缺陥になつて、馬や牛以下のもを人間に與えておるのが現在の事實である。そうするとシヤムや朝鮮、滿洲方面から食糧が來ないことは、こつていふことは許可しないといふことなのである。

〇木村説明員 その點は先ほど詳しく申し上げたので、二度また申し上げなければならぬことに相なるのであります。が、要するにこの問題は、今の日本の食糧供給事情といふものは、決して日本だけの獨立した食糧供給事情ではないのであります。

〇坂東委員長 お話いたしました。この請願に對する質疑應答は大體盡きたやうですが、料理店の營業再開許可その他に關する請願、これはこの場で採

いのであります。世界は食糧事情に際がつておる。しかも世界の食糧供給は、世界に今A・B・Cといふ機構がありまして、そこで世界の食糧供給を、ロシアの管理を除きましてはやつておるやうなわけでありまして、そこで一九四六年の七月から來年の六月までの計畫をいたしますと、食糧輸入を必要とする國の数字が三千万トンであります。ところがそれに対して、大體今年どうやら外へ出せるところは、アメリカとアルゼンチンとカナダとオーストラリア、これだけしかないのであります。これを寄せ集めて約二千万トンしかない。一千万トンは不足する。こつていふ情勢であります。そこでさういふ情勢のもとにおいて、戰敗國でありますドイツと日本が、食糧を相當程度そこへ期待しなければならぬ、こつていふことに相なつておる。こつていふことには、五禁令の當時よりも、もつと情勢は悪化しておる。こつていふことなんでありまして、すべてこの問題は、ボツダム勅令でこれが出ておるといふことで端的に現れておる。さういふことで、先方の非常な固い決意によりましてこの問題は行われておる。しかもその當時よりも、むしろ世界の食糧供給に際がつておる日本の食糧供給は、悪化しておるといふやうな事態になつておる。少くともこの十二月には、これが解けるといふやうに考へるわけにはまいらぬといふ客觀的情勢にある、こつていふこと

〇坂東委員長 お話いたしました。この請願に對する質疑應答は大體盡きたやうですが、料理店の營業再開許可その他に關する請願、これはこの場で採

擇しますが、あるいはまた採擇を留保いたしますか、その點をお話しいたします。なお念のために本文を申し上げますと、本請願の要旨は、七・五禁令以來四箇月間料理店業者は、高額な増加所得税の徴収並びに現下の物價高にその生活を極度に困窮している。ついにはこれが對策として七・五禁令を解除して營業の即時再開を許されたい、また諸税の極度減額並びに休業中の生活費の補償についても盡力されたいというのであります。いかがですか。

〔採擇を呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 採擇に御異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○坂東委員長 それでは採擇に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○坂東委員長 起立七名です。ただいまの出席者は私を加えて十四人です。——今中島君が來まして、私を加えて十五名になりました。

○中島委員 私は採擇に賛成いたします。

○坂東委員長 そうしますといま一回御起立を願つた方がいゝと思ひますが、いかがでしょうか。

○久保田委員 これは、高級料理店というふうなものにはわれ／＼は反對しますが、こまかい人たちに對する考え方と二通りあると思うのです。だからここで採擇することはむずかしい問題じゃないかと思ひます。

○坂東委員長 動議が出たものですか、それに賛成があります以上は採擇をしなければならぬわけになるのです、それでは採擇をするか、あるいはは

採擇を延期するか、二つのうち一つに決つておきたいと思ひますが、警察法で警察法で政府委員が待つておられますから……。

○松澤(兼)委員 この問題は非常にむずかしい問題です。ただ料理店の營業再開許可というだけでは、先ほどからいふ／＼議論があつて、一應營業を禁止しなければならぬという理由もよくわかるのでして、その内容というものが全般的に今禁止せられておられますものを、もう一度復活するということと、また部分的に考える場合と、非常にその取扱いがむずかしいと思ひのであります。もしこれが、一般的にすべての今まで禁止せられていた料理店を再開するということであれば、もちろん私は反對であります。しかし部分的に條件をつけて、こういうものは何とかして生活の立つていくようにしてやらなければならぬということであれば、われ／＼は賛成いたします。

し、それらの點が非常にデリケートな問題だと思ひます。また對外的な關係も同様であります。生活困難者に對しては何か再開ができるように考慮してやつてくれというのだつたら、向う側にも了解してもらへるかも知れません。が、この際、高級飲食店までも營業を再開するということがあれば、相當國家の意思表示としては、これは重大な問題になつてくると思ひます。それ／＼やはり黨の關係もあるだろうし、個人の意思でもつてこれを決定するということは、非常に私は困難なことだと思ひるのであります。採擇に賛成される皆様方が、黨の意見によつて決定してこられたというのであれば、それはもちろんいいでし

ようけれども、ただ個人的な意見でもいつて採擇を決定するということになりますと、將來これは重大な問題になつてくると思ひます。その點でわれ／＼黨派の意見等をよく研究するまで、しばらく延期していただきたいと思ひるのであります。

○外崎委員 しかしそうなつてくると、委員は各黨から出ているのであつて、一々黨議にかけて委員で質疑應答する、それに賛成するということとは、なか／＼簡単にいかなないと思ひのであります。そうなると思ひます。

は、ほとんど意見を封じられてしまふので、これは委員會に出てくる者の意によつて決定して差支えないと思ひます。もう一つは、今言ふごとく料理店再開とか、營業再開という點で、いずれも高級料理店の再開ではなくして、この困つてゐる連中の生活を保障するという點にわれ／＼は賛成してゐるのであるから、一旦委員長が採擇をとつた以上は、それによつて決定しても差支えないと思ひます。

○松谷委員 ただいま松澤委員からもこまかく述べられておりましたが、ただここにあげられませんでした料理店の營業再開許可その他に關する請願という、これだけの項目によつてこれを全面的に賛成ということになりますと、これは先ほどから述べられておる上に非常に大きな問題であり、少くとも委員會でこれを採擇した以上は、それを實施に移さなければならぬという具體的な責任まで伴つてくると思ひます。従つてこれを、先ほど述べられてゐる以上に、内容の分離をするか、あるいは附帶條件をつけただけは除外する——いわゆる高級料理店の再開は

除外する、あるいはまた、その逆をまゐりまして、特別な貧困者に對する營業の再開、あるいは露店商に對する再開を許可するとかいふような附帶條件をつけるなり、いずれかの方法を委員長においてついでにいただくことを希望するものであります。

○坂東委員長 今委員諸君の御意見も大體わかつておりますが、これは内部的に賛成もあり、あるいは反對もあり、意思が違つておりますから……。

○松野委員 外崎さんが言われたように、委員というものは黨議には束縛されるかもしれないけれども、委員の審議においてかくも束縛される必要はないと思ひます。殊にかくのごとき事情であれば、委員の意思によつて決定して差支えないと思ひます。かくも束縛されるといふことは、委員の自立性を疑ふものであります。

○松澤(兼)委員 その點につきまして、どういふ問題でも御所見があるものであります。私自身もそういう経験があるのであります。自分一個の考えでやることもいいにきまつておりますし、また自分の考えを黨内で實現するということも必要でありますけれども、しかし少くとも現在こういう政黨といふものがあつて、それに所屬して、その政黨から委員として出席してきてゐる以上は、やはり黨の意見というものは尊重しなければならぬ。こゝういふように考えるのであります。そこで私は、先ほど委員長が言われましたように、各委員の意見というものはよくわかつてゐるわけですから、これを全般的に言へば採擇によつてやつていただく。しかしその内容というものは、請願の趣旨に反しない限り、委員

長において理事諸君とお打合せの上で、この委員會の空氣をそれに反映するやうな、そういう趣旨へもつていつていただければ私はいゝと思ひます。○川橋委員 私は大體採擇に賛成した一人であります。が、實はこの請願の採擇については、議會の運営委員會で何か申し合せがあるやうでありますから、それも多少研究する必要があると思ひます。警察法の委員會は非常に急速を要するやうな状態でありまから、引續いて開會するやうなことになると思ひのであります。午後早々に理事會を開會いたしますから、理事會で議院運営委員會の方針も研究して、その上で善處したいと思ひます。これを

お語り願ひたいと思ひます。

○坂東委員長 今お聞きの通り川橋君の御意見があつたのであります。が、それ／＼の場合には採擇延期という形ですが、川橋君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なし〕「呼ぶ者あり」

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 次に武庫郡町村に對し行政上特例設定の請願、これは簡単に農林省に對して要請だけによつて……、後藤君。

○後藤治君 重要な委員會がある由でありますから、要點だけごく簡単に申し述べます。本請願の趣旨は、阪神間に介在いたします武庫郡に對します行政措置が、六大都市と差があるのをごいいますが、特に阪神間の特殊性を尊重していただきまして、行政上六大都市並みにしていただきたいというのが願ひであります。そのうち

長において理事諸君とお打合せの上で、この委員會の空氣をそれに反映するやうな、そういう趣旨へもつていつていただければ私はいゝと思ひます。○川橋委員 私は大體採擇に賛成した一人であります。が、實はこの請願の採擇については、議會の運営委員會で何か申し合せがあるやうでありますから、それも多少研究する必要があると思ひます。警察法の委員會は非常に急速を要するやうな状態でありまから、引續いて開會するやうなことになると思ひのであります。午後早々に理事會を開會いたしますから、理事會で議院運営委員會の方針も研究して、その上で善處したいと思ひます。これを

農林省に關する部分だけを申し述べます。たとえば縁故米におきましては、これを認められていない。あるいは鮮魚介、青果物等の消費特定地域も同一の條件におかれておられない。こういう状態でございますために、非常に生活上困つておる。これを六大都市並みに繰上げてもらいたい、こういうのが願望でありまして、特に現在一部には同様に引上げられておる地帯もあるでございますが、賣場の方面等が脱落しておるのであります。これらはまつた大阪神都とちつとも變らない状態にあるわけでありまして、これを同様に引上げてもらいたい、この點が農林省關係に要望いたしております。この本請願書の願望であります。

○須賀説明員 武庫郡の問題であります。これは阪神間のあの一脈の中間都市につきまして、從來から大阪、神戸並みに扱つてまいつておるのであります。武庫郡全體をいたしましてはさうなことになるわけありませんけれども、たとえば具體的に申し上げますと、縁故米につきましては住吉と魚崎と御影は、これは取扱地域の中に入られておるのであります。それから野菜的指定消費地域につきましても、やはり同様この三つの町はいつておるのであります。特に武庫郡をその取扱いから除外しておるというわけではないのでありますから、さう御了承願いたいと思ひます。

○後藤説治君 だいたいま武庫郡の一部に指定してある、さういふ當局の御説明でございますが、事實その通りであります。しかしながら御承知のようには、阪神間の状態は、わずかに六里くらの間に一連の連鎖状態をなしてお

るのであります。その三村と残りの三村はまつた状態が一つでございます。して、むしろ區別があることがおかしいのであります。従つて本請願は、この取残されておりますところの三箇町村に對しまして同様に指定されたい、こういう願望でございますので、その點の御見解を承りたいと思ひます。

○須賀説明員 請願の趣旨はよく了解いたしました。しかしながら特に終戦後の各方面におきます人口の移動等に伴ひまして、從來の特別消費地域につきましては、當然各般の見地から再検討を要する次第であります。現在の段階ではまたその検討が十分にはなされておらぬのであります。従ひまして特別消費地域の全體の問題をいたしまして、この請願の趣旨も十分に考慮いたしまして善處いたしたいと考えております。

○坂東委員長 この請願につきましてはなお大蔵省、商工省が残つておりますからして、本請願につきましては次に延期することにいたします。

○坂東委員長 それではこれから警察法案につきまして發言を許します。發言はその申込み順によります。

○矢尾委員 警察法案につきまして三つ伺ひたいと思つております。この示されております警察法案が議會を通過いたしますと、九十日以内に實施しなければならぬのであります。これに對しまして當局において現在の警察官の配置の問題につきまして、さういふお考えをもつておられるかというのをまず伺ひたいのであります。現在は國家警察として一本に統率されておるのであります

が、この法案が通過いたしました際に、これは、都市警察といふものが分離するのであります。その分離に際してどういふ方法によつて分離されるか。この問題について私は佐賀縣であります。佐賀縣地方において警察官の調査をいたしましたところ、國家警察に残存したいという警察官が大部分を占めておるのであります。こういう場合において當局は、さういふ方針によつてこの配置をせられるかという點が一つ。

それからこの警察法案によりまして、國家警察に所屬するところの警察官に對しましては、警察大學であるとか、あるいはその他の教育施設において相當完備されている點がありまして、都市警察の警察官ももちろん、これによつて教育を受けることにはなつておりますが、今日までの現状から見まして、國家警察に配置される者は將來に對する大きな希望をもてるような状態に考えられるのであります。しかしながら都市警察における状態は、都會が小さくなればなるほど、警察官の將來の昇進あるいは向上その他についても、あまり希望がもてないような状態におかれておるのであります。こういう場合において當局は、さういふお考えをもつてこれを配置されるか。これは通過すれば三箇月以内において實施されるのでありますから、十分御留意のことと存じますので、その點について伺ひたいと思ひます。

またこの警察法案によりまして、人口五千以上の都市は獨立するといふことになつておりますが、これは財政的の面において十分なる警察官を配置することはもちろん困難だろと思ひま

すが、その點については地方財政が確立するまでは、國または縣において、今日の狀態は國庫補助をするとか、あるいは縣費補助をするとかいふことになつておりますけれども、ここにひとつ考えなければならぬことは、現在の警察制度におきまして、都市としてはそれだけの警察官は要らないのであるが、土地柄が重要な土地で、たとえば鐵道の分岐點であるとか、あるいはその他重要な機關が存しておるがために、今日におきましては相當龐大なる警察官が設置されておりますけれども、この都市という面から見ますと、警察官が三名とか五名おればよいといふような都市に對しましては、さういふお考えをもつておられるかというのとでめります。たとえて申しますと、私の住んでおります滋賀縣の米原の町は、人口は六千から七千くらいの町でありますけれども、米原警察署というものがあつて、これは東海道線と北陸線の分岐點にあたつておりますために、現在警察官が五十餘名配置されておるのであります。しかしながら米原の財政その他から言いますと、さういふこれだけの警察官を包容していく實力がない。また將來において地方財政が確立されるといふ見通しにおきましても、今日のごとく五十人、六十人の警察官を維持していくことは困難だろと思つておるのであります。さういふ點に對しまして、さういふ對策をとられるのであるかといふことを伺ひたいのであります。

次に警察機關發揮の上におきまして、現在の制度のもとにおきまして、一縣において起つた事件が、たとえば他府縣に犯人が逃亡して他府縣の協力を

求めた場合において、實際問題としても、他府縣におきましては形式的にこれに協力をするとか、援助を與えるといふことが現在までの通例となつておるのであります。特に大事件といふようなものでありますならば、また積極的な援助もしようけれども、普通の事件に對しましては、全面的に協力をするといふような態勢はとられておらないといふのが現實であります。さういふことを現時で、今日地方の小都市が獨立したところの警察をもち、さうして犯人が大きな都市に逃げた、あるいは大きな府縣に逃げたといふ場合におけるところの警察署長の依頼といふものが、はたして全面的に受け入れられて、十分なる機能發揮していただけるかどうかといふことを考えてみますときに、そこに相當な困難な状態を現出するのではないかと、これが考えられるのであります。現在一つの縣において犯罪が起つた場合に、犯人を追跡したり、逮捕に向う場合におきましては、その府縣から警察官が他府縣に出張して捜査をするとか何とかいふようなことをやつておるのでありますけれども、小都市の少數の警察官が大都市、大府縣に逃げこんだような犯人を逮捕に赴くといふ場合におきまして、十分なる力を發揮することができないといふような局面に對しまして、さういふお考えをもつておられるかといふことについて伺ひたいのであります。

もう一つ伺ひたいことは、この法案の第三十條によりますと、都道府縣國家地方警察本部の長は、國家公務員法の規定に基き、警察管區本部長が國家地方警察本部長官の同意を経て

これを任命し、一定の事由により罷免する。」といふことになつておるのであります。しかしながら私はこの點に對しまして、今日警察制度が地方の都市に分離せられたことは、いわゆるマツカサ一元帥の九月十六日附の總理の書翰にも示してあります通り、地方の完全なるところの分權といふものをなさしめるといふことを一つの大きな目標になつておるのであります。その意味におきまして、地方の都市におけるいわゆる警察長といふものは、地方の選任せられてゐる公安委員によつて任命される。また中央における長官も、中央において任命される。この五名の公安委員が任命するといふことになつておるのであります。ひゞり府縣におけるところの警察の長といふものは、三十條の示すところによりまして、管區の本部長が國の本部長官と相談の上において任命するといふことになつてゐるのであります。これは國家警察として一つの統一をつていかれる上におきましては、非常に便利な方法であると考えられておりますけれども、私はこの點に關しまして大きな疑問をもつてゐるのであります。少くとも現在の官僚機構の温存といふ面におきまして、あらゆる面において、地方の出身官廳の整理が叫ばれてゐるというやうなことも一つの實例でありますけれども、この面におきましては中央の、いわゆる官僚機構の温存といふものが、もろくまされてゐるのではないかといふ疑いをもつてあります。すなわち地方の都市におけるところの長官といふものは、地方において選ばれたところの公安委員によつて任命されることになつておりますけれども、ひとり府縣におけるところの警察の長は中央において、いわゆる管區の長官において選任する。現在と方法は變つておりますけれども、大體において同じやうな方策がとられてゐるというところになるのであります。しかしながらこの點に對しまして、府縣の公安委員といふものは、運籌であるといふのは指導であるとか、その他の部面に對して協力態勢をとることはできますけれども、この府縣の警察長に對するところの何らの權限をもつてゐないのではありません。すなわち都市におけるところの公安委員は、任命したり罷免したりするところの權利をもつておりますけれども、ひとり府縣の公安委員といふものは、何らこれに對するところの罷免權も任命權ももつてゐない。ただこれに對して協力態勢をとるというやうな状態であるのであります。今日のいわゆる警察機構といふものを靜かに考へてみましたときにおきまして、地方の警察に對するいろいろの制度が行われております。地方の縣會におきましても、警察委員會とか、いろいろの委員會が置かれておりますけれども、これは單に形式的に置かれてゐるのであります。警察連署その他におきましては、大體その警察部長の方針通りに行われてゐるということが現實の状態であります。こゝから考へてきましたとき、今日府縣だけがなぜさういふやうな方法がとられてゐるのであるかといふことを私はお尋ねしたいのであります。少くとも今日までの、地方の自治體がほんとうに獨立するといふことが叫ばれてゐるという點において、その大きな痛となつてゐるものは、警察制度そのものに對しましても大きな疑義が含まれておつたのであります。私はさきの議會の地方自治委員會におきましても、この點について強く當局に質問したのでありますけれども、いわゆる地方自治體を今日まで誤れる方向に導き、また地方自治體を感亂してきたところの原因といふものは、今日までの警察制度にあつたといふことを私は強く力説してきたのであります。また警察が、中央集權的に地方の意思が何ら入れられずに行われるといふことは、こゝういふ問題を惹起する上におけるところの大きな痛であると考えてゐるのであります。さういふ意味におきまして、私はこの地方の長官を選ぶに對して、なぜに府縣のみに對しては公安委員において選ぶといふことになつたかといふことについてお伺ひしたいのであります。

○久山政府委員 自治體警察が出てまいります場合に、警察官の配置をどういふふうにするか。これは自治體が自分の區域内の治安の責任をみすからが、負うという、自治の建前と申します。が、民主的な警察機構の行き方から、その自治體における人が警察官になるといふことが最も望ましいのであります。従いまして本人の出生いたしました土地、その他本人の意思、希望等も斟酌いたしまして、なるべくさういつたやうな、その土地に縁故の深い人を、できるだけ本人の希望に従つて、その土地の警察官として勤務のできますやうに配置をいたしたいと考えておるのであります。しかしさういふ關係で本人がこれを希望しない、自分は何々の町の出身であるけれども、こゝにいふ所勤務したいといふ場合は、おきましては、できる限り本人の意思を尊重いたして配置を考慮いたすもの、ちろん希望ばかり聴いておりましては全體の配置ができませんので、聴かれない場合もあるわけでありまして、第一義的には、本人の希望を非常に尊重して配置をいたしたいと考えておる次第であります。さういたしまする場合に、どうしてもある自治體において、希望する人がいないといふことになりまして、しかしそこにその自治體が治安の責任をもちます限り、所要の警察官を必要としたのでありますから、その場合に本人の希望にかかわらず、全體の考慮の上で必要な數の警察官を配置いたします。従つて將來さういふところでやりたくないといふことであれば、それは自治體にほんとうに希望する警察官が、その自治體の力によつてでさうするまでの間、さういふ者が新しく養成されて、自治體がみずからの責任において適當なる警察官を配置することができると、あるいは六箇月なり八箇月の間は、少くとも半ば強制的に、その土地で希望のいかににかかわらず勤務させることにしなければならぬと思ふのであります。しかしさうしてもそこで俺はやりたくない、それじゃやめるといふ者をやめさせないわけにはいかぬのであります。て、さういふこともないかと思ひます。ある自治體において全然希望者がいない。そこで勤務を命するならば、全部やめてしまふといふことにもしない場合に、これは、これはどういふ法律をつくりまして、本人がやめて、やらないといふことになれば、これはできぬのであります。あるいはは場合はよりまして、全然現在のまま警察官の配置轉換だけによつては、警察官が得られないやうな場合が生じないとも限らぬのでありますけれども、これはもう法律なりその他の力をもつてはいかんとすることができないものであります。できるだけさういふことのないやうに努力いたしまして、少くとも新しく自治體が、適當なる人を養成して任命することのできますまでの間、何とか現在の警察官で、さういふことのないやうにやつていくやうに工夫をする、努力するといふ以外に方法はなからうと考へておるのであります。

それからこの法案にありますやうに、いろいろ多數の獨立した警察にわかれるのでありますけれども、教養だけはひとつ國家の手で十分な施設によつて今まで以上に努力を續けていきたい。従いましてでさうすれば、これから新しく警察官になる人は、すべてこの法律に書いてありますやうな、警察大學校を卒業するといふ程度にまで、なるべく早くもつていきたいという希望をもつておるのであります。それ、自治體の警察官であらうと、國家地方警察の警察官であらうと問わないのであります。おそらく自治體におきましては、なにか適切な教養施設をもつことは困難でありますので、むしろ教養はあけて、この警察の管理に關します施設において十分なる教養を受けることによりまして、全部が同じやうな教養をもち、ともに協力して國家全部の治安を、それ／＼の警察の地域の分擔はありますけれども、さういふ點におきましては、ともに協力し合うといふことによつて、治安の維持を全うしていくやうにいたしたいといふことを考へておるのであります。

す。教育施設につきましては、自治體と國家警察との間に何らの區別なく、できるだけ高い教育を得たいと考えておるのであります。

それから、ある自治體におきまして、その自治體の地域に鐵道であるとか、その他いろいろ警察上人員を要する施設がありますために、そういうものがなければ、もつと警察官の数が少なくて済むような場合に、その費用の擔當を、將來獨立いたしました場合に、その自治體がもつというこゝについてのお尋ねであつたようでありますけれども、これはそういう施設があるというその自治體におきましては、やはり治安の責任をもちます限り、斷要の警察官を必要としたのであります。そういう施設、對しましては、それは俺の方の自治體に直接關係がないから、そういうような經費は出さないというこゝになりまして非常に困るのであります。その自分と地域内にそういう施設があるというこゝでありますれば、それに必要な限りの警察官は、やはりその自治體がもつていただくというこゝにならざるを得ないと思つております。もつともそれが、全然特別に自治體に關係がないと申しますか、たとえば進駐軍の倉庫というやうなものがありまして、これを警備するために特に多數の警察官が要するというやうな場合におきましては、それは特別に國家地方警察と申しますか、國の負擔における警備力によつてそれを警備するといふ方法が考えられるのでありますけれども、通常的に存在してあります施設に對する必要な警備といふものは、やはりその自治體において所要の警備力を負擔していただく

というよりほかにこれは仕方がないじやないか、かように考えるのであります。

それから犯罪などが起りました場合の檢舉の連絡などが、こういうやうに小さな自治體がそれ／＼警察をもちまして、多數存在いたしますといふことになりまして、不便と申しますか、能率が落ちるといふ點については、まつたくお尋ねの通りであります。これはよほど連絡をよくするといふことに關する特別の工夫がいたされませんと、御心配のやうな檢舉の能率が落ちるといふことはたしかに考えられるのであります。現在のやうな一時的な機構のもとにおきまして、やはり發生した土地を直接管轄しておる警察が一番責任を感じます關係もありまして、全然關係のない府縣に、いろいろ犯人の捜査について依頼をいたし、手配をいたしましたも、それは直接責任のある警察が考えるほど、それを自分のこゝのやうにして考えてくれるかどうかというこゝについては、現佐の制度のもとにおいても遺憾な點がなきにしもあらずであります。しかしまた他面、警視廳のやうな警察は、犯人が東京に關係がある、東京に逃げてきたといふ場合においては、相當の部分その地方の警察の協力のために常時働いておるのであります。將來は制度が變りました機會に、頭をすつかり切りかえまして、自分の所の治安は自分が守るといふことは、同時に、ほかで起きた犯罪についても協力を求められた場合、あるいはそれが犯人であるとおぼしき者であることがわかつた場合においては、現在人ごとのやうに考へておることを、現在以上にそれを自

分のこととして互いに協力し合ふという根本的な氣持の上に立たなければ、こゝいつた制度の效果的な運営といふものは非常にむづかしいのであります。これはそういう根本の考え方を現在以上に連絡、共同といふことにもつていくことが最も必要であり、そういう氣持の上において、犯罪捜査については、關係の警察が平素から十分協力するやうな方法を講ずることによるよりほか仕方がないのであります。當時會議を開くなり、一定の方式において共同して捜査に当たるやうなことを、お互いに相談しておくといふ事實上の連絡を密にするこゝによつて、そういう缺陷を補つていきたいと考えております。

それから都道府縣の國家地方警察の長の任命は、國家地方警察管區の部長がこれを任命するといふ點についてお話があつたのであります。これは今度の制度において、一方におきまして警察の民主化を徹底し、地方分權を強化すると同時に、やはり國家がみずから最後の治安の責任者として、直接自分が自由に動かし得る國家警察を残すといふ一本の行き方で行つております。二方に國家警察——もちろんこれについても五人の公安委員會がこれを管理いたし、その長を任免いたすのであります。従つてその國家公安委員會の管理に屬します國家地方警察といふものは、一貫してこれは國家警察であります。従つてその職員任免は國家公安委員會の管理の系統によつて、これを行うといふ建前をとつておるのであります。つまりこれは自治體警察を認められませんでした實體と對立する考え方でありまして、自治體警察をも

ちます警察におきまして、これの公安委員會が完全に警察を管理をして、職員任免をやるということと對等になるのであります。ただ現實に國家地方警察が活動する分野が、都道府縣の自治體警察を除いた區域において活動したものであります。その活動にいたすのであります。その活動にいたすのはその都道府縣の公安委員會がこれを完全に管理をいたし、警察の執行運営については、その自治體の中からは選ばれた公安委員會がこれを管理をいたす。しかしこれはあくまでも國家警察でありますので、その身分は國の中を處理する。こゝういふ考え方できておるのであります。都道府縣が一つの自治體として、それ自身の警察をもつといふことを認めませんで、それは五千以上の市及び町村である自治體に限つて、それ以外の地域は國が直轄してこれを維持する。こゝういふ建前をとつて關係上、こゝういふやうな人の任免の形が出てまいつておるのであります。

○矢尾委員 ただいまの説明によりまして大體わかつたところもあつたが、腑に落ちないところもあるのが、腑に落ちないところは、都道府縣の國家地方警察に對して、各府縣の公安委員會並びにその他の人民によつて、警察長の專横その他に關し、何ら制裁を加えるとか彈劾をするといふことの規定を設けられておらないことは、少くともこの警察長の誤れる方針に對しては、ただ單に管區の部長官がこれを免職せしめる。あるいは異動せしめるといふやうな方策が與えられておるのみであつて、何ら府縣知事その他において、誤れる行動に對しても處斷するところ

の方策がとられておらない。都市警察に對しましては、この點において十分民意が入れられておるのであります。が、都道府縣の警察長に對しては何らの規定が設けられておらないことは、私はその警察長に對して、あまりにも大きな権限が與えられておるのではないかと考えるのであります。この點に對しまして、警察長がその府縣の民衆から指彈を受けるやうな行爲があつた場合における對策といふやうなものに對しては、どういふやうなお考えをもつておられるか、ちよつとお伺いたしたのであります。

○久山政府委員 ただいま申し上げましたやうに、都道府縣の公安委員會がその警察の執行を完全に管理いたすのであります。従いましてその執行を管理いたします公安委員會の管理に服さないといふやうなことがありました場合に、それが普通の、つまり警察官としての法律に定められた義務に従わない、運営の管理によります行動が適切でないといふやうな場合に、直ちにその公安委員會がこれを罷免することにはできないのでありますけれども、それはその運営管理の責任をもつております都道府縣の公安委員會、あるいはそれを所轄しております府縣知事が、十分その事情を管區本部長なり、あるいは國家公安委員會の方にお傳へになりますれば、おそらく事實上さういふ都合な事態は起らないのではないかとはいふやうなことを考えております。またさういふことのないやうに、管區本部長は常に都道府縣の公安委員會と緊密なる連絡を保つべきことを、法律に規定いたしておるのであります。都管區本部長の大きな仕事の一つは、都

道府縣の公安委員會の運営管理というものと、國家警察としての身分關係というものの調整と申しますが、連絡にあるのでありまして、そこは事實上の緊密なる連絡によりまして、そういう今考えられますような、不都合な事態は生じないものと期待をいたしておるのであります。

○外崎委員 警察問題の一つでありまして、ちよつと横に外れるようになるかもしれないが、世耕事件の場合に、警保局長に、現關係の中に二三名の事件に關係があるかというのを質問したら、そういうことはないと言保局長が言われました。しかるに先だつて、内務大臣がこの世耕事件に對して取調を受けておるが、これに對する内容を警保局長にお伺いしたいと思ひます。

○久山政府委員 それは検事局の方で取調をいたされたことをおつしやつておるのであると思ひのであります。が、私直接接つておることでありませんので、直接の報告として聞いたのはありませんが、それはなにか摘發指令書というものを副委員長の名をもつて出しておられることがあるのであります。その摘發指令書の内容がつきまして、關係の大臣と協議の上左のことを指令するのであるというふうなことが、その指令書に書いてあるのではありません。そういう關係から、はたして協議がされた上でその指令書が出されたかどうかということにつきまして、その指令書に書いてある關係の大臣を喚んで検事局で調べられたのでありと思ひのであります。従つて私が、世耕事件に大臣が關係があるかどうかというお問ひがありましたときに、まだ

そういうことは聞いておりませんし、またそういうことについて何ら私の方々に情報はいつたことがないというところをお答えいたしましたのであります。

○外崎委員 傳えられるところによると、まだ現内閣の關係に關係ある者が二、三あるということですが、これに對する警保局長の御意見をお伺いしたい。

○久山政府委員 現内閣の關係の中に、世耕事件に關係がある人があるというふうなことは、警察の調べに關する限り全然聞いておりません。

○外崎委員 もし各位の御賛成がありますれば、内務大臣に對してこの委員會において今までの世耕事件の經過を承りたいと考えております。もう一つは、委員長に對してもお伺いします。が、この間の新聞紙上によれば、坂本代議士がこの事件に對して召喚されたということが出ております。こういうことはお互い同僚議員としてまことに遺憾に思つております。それは何ら關係がないというのを聞いておりますが、それに對して委員長から一應その經過を承りたい。

○坂東委員長 それはちよつとこの委員會の席上ではまずいと思ひます。

○外崎委員 一つの場合にしますか。

○坂東委員長 それは別の場合にいたします。

お諮りいたしますが、今日は部屋の都合でこれで質疑を切りまして、再開は十七日の月曜日に午前午後を通じてやります。

なおちよつと御報告事項がございします。それは兼ねて委員長、理事とも關係してありましたところの、内務省解體後の機構についてきよう政府から發

表がありますことを、この委員會に委員長を通じて内報が政府側よりありました。それは本日閣議で決定するはずであります。それは本年十二月末日限り内務省は廢止、次は廢止後九十日後内閣に内務局というものを置きまして、次の機關がつくられるまで選舉あるいは行政事務を扱うことになるわけでありまます。なおまた地方財政委員會ができます。次に建設院ができます。こんな工合に大體關係方面と了解をみて決定したわけでありまます。いずれ正式に提案されますが、ちよつと申し上げておきます。

○松野委員 ただいま委員長の御答辭の、別の場合というのは、この委員會を通して御返答するが、本日は時間がないので他日の委員會に譲ると解釋してよろしうございしますか。

○坂東委員長 別に委員會でもよろしいでしょう。

○松野委員 しかし委員會においての委員の發言に對して、別の場合に説明するということはあり得ないことだと思ひます。

○坂東委員長 それではここで申し上げまますが、私は證人としてまいつて證言したということとで、それ以上のことは言えませんが、

午後零時四十八分散會